

令和3年度 自家用燃料供給施設整備支援助成について（全日本トラック協会）

1. 助成対象者 会費未納がない会員事業者（以下、会員事業者という。）並びにトラック運送事業協同組合、トラック運送事業協同組合連合会（以下、「協同組合・連合会」という。）
※交付申請は年度内1施設限りとする。
※過去に全日本トラック協会から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。
2. 主な助成要件 指定数量（1,000リットル）以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替（以下「増設」という。）を行い、令和3年4月1日～令和4年2月28日までに消防（市町村又は消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、支払いを完了（割賦販売契約により導入した場合を含む）するもの。
【新設・増設の考え方】
原則として、消防法による「危険物製造所等の設置・変更許可書」により以下のとおり判断する。
 - ・設置許可書：「新設」で申請
 - ・変更許可書：「増設」で申請「変更許可書」の変更理由が、設置場所住所、容量等タンクの増設に係る変更ではない場合は、新規と見做す場合もある。
3. 助成金額
 - ・軽油タンクの新設 100万円
 - ・軽油タンクの増設 30万円※但し、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した場合は、1件当りの助成金額を減額する場合がある。
4. 公募期間 令和3年8月2日～令和3年11月1日
※但し、当該年度予算額に達した時点で申請受付を終了する。
※公募期間内に助成金交付が予算総額に達しない場合は、別途公募期間を設ける場合がある。
5. 申請先 会員事業者 ⇒ 各都道府県トラック協会 ⇒ 全日本トラック協会
協同組合・連合会 ⇒ 全日本トラック協会
6. 交付申請 公募期間内に、助成金申請書に必要書類を添えて提出。
7. 実績報告 設備完成後、実績報告書に必要書類を添えて、令和4年3月3日までに提出。
8. その他 本事業の助成対象となった場合は、「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」に基づき、緊急時において全日本トラック協会等の要請に応じて燃料を優先的に供給する旨の誓約書を提出しなければならない。

申請をご検討の方は、事業実行前に必ずご相談ください

千葉県トラック協会 業務・交付金事業部 TEL 043-239-5347